

船舶事故調査報告書

平成25年1月31日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成23年10月5日 02時00分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港東区副港 釧路市所在の釧路埼灯台から真方位342° 1.4海里付近 (概位 北緯42° 59.5′ 東経144° 21.8′)
事故調査の経過	平成23年10月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六新興丸 ^{しんこう} 、132トン IT1-295（漁船登録番号）、個人所有 31.26m (Lr) × 6.50m × 2.72m、鋼 ディーゼル機関、漁船法馬力数500、平成3年7月23日
乗組員等に関する情報	船長 男性 67歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和42年4月28日 免状交付年月日 平成23年3月31日 免状有効期間満了日 平成28年3月30日 甲板員A 男性 58歳
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか13人が乗り組み、さんま棒受網漁のため、釧路港を出港して同港南東方沖の漁場で操業中、乗組員がサイドローラーとブルワークの間に網と共に右腕を巻き込まれて負傷した。 本船は、操業を中止して釧路港へ向けて帰路につき、平成23年10月5日02時00分ごろ、釧路港東区副港に着岸作業中、甲板員Aは、船尾甲板上で甲板員Bと共に係船用ロープの巻取り作業に当たり、甲板員Aが、左舷側で岸壁側を向いて甲板員Bにキャプスタンによる係船用ロープの巻取りを指示していたところ、係船用ロープが切れて甲板員Aの左足脛部に当たった。 甲板員Aは、救急車で病院へ搬送され、左足脛部打撲と診断されて入院した。

気象・海象	気象：天気 快晴、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	甲板員Aは、ふだんから船尾係船用ロープの巻取り作業に当たっていた。 係船用ロープは、新品であり、直径約20mmであった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、釧路港で着岸作業中、キャプスタンに係船用ロープを巻いて緊張させた際、係船用ロープが切断したことから、同ロープが甲板員Aの左足脛部に当たり、甲板員Aが負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、釧路港で着岸作業中、キャプスタンに係船用ロープを巻いて緊張させた際、係船用ロープが切断したため、同ロープが甲板員Aの左足脛部に当たったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・係船用ロープをキャプスタンで巻き取る際、ロープの緊張度を確認しながら作業を行うこと。